

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

白老町アイヌ施策推進地域計画 令和6年3月18日認定(令和8年3月23日変更認定)

変更後	変更前
1～5 略 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4－1及び4－2と同じ 事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付) 事業費：<u>253, 862</u>千円 (2) 地域・産業振興事業 事業内容：4－3と同じ 事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付) 事業費：596, 736千円 (3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4－4と同じ 事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付) 事業費：148, 633千円	1～5 略 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費 (1) 文化振興事業 事業内容：4－1及び4－2と同じ 事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付) 事業費：<u>244, 186</u>円 (2) 地域・産業振興事業 事業内容：4－3と同じ 事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付) 事業費：596, 736千円 (3) コミュニティ活動支援事業 事業内容：4－4と同じ 事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付) 事業費：148, 633千円

7 ～10 略	7 ～10 略
---------	---------

白老町アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称
白老町アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称
北海道白老町
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

白老町においては、町名である「白老（シラウ・オ・イ：虻の多き処）」をはじめ「社台（シャ・タイ・ペツ：浜側の林の川）」や「ポロト（ポロ・ト：大きい沼）」などアイヌ語由来の地名が多く残されているとともに、安政四（1857）年時点で町内白老地区において39戸（209人）、社台地区において7戸（23人）、竹浦地区において38戸（171人）、虎杖浜地区において3戸（10人）からなるコタンがあったとされ、歴史的にアイヌ文化やアイヌの方々と関わりが深い地域である。

白老町には、昭和23年4月に白老アイヌ協会（令和元年に一般社団法人化）が、昭和45年6月には白老民族芸能保存会がそれぞれ設立され、地域のアイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、白老中央生活館などを活動の主な拠点として民族衣装の展示や伝統的儀礼を開催するなど、アイヌ民族の歴史と文化の発信を行ってきた。

また、白老町はアイヌ民族文化伝承の里として知られ、祖先伝来の固有文化を後世に伝えていくため、昭和40年にポロト湖畔に「ポロトコタン」が創設された。

ポロトコタンにおいては、アイヌ民族伝統の宝物、家屋、手工芸、儀式などの文化遺産を全道各地から収集・展示し、アイヌ民族の歴史と文化に対する正しい知識と理解を得ることを目的として、昭和42年6月に町立白老民俗資料館が開設されたのち、昭和51年9月に設立した財団法人白老民族文化伝承保存財団（平成2年4月に財団法人アイヌ民族博物館と改称）により、昭和59年4月には、国内唯一のアイヌ民族の歴史と文化を総合的に扱う博物館としてアイヌ民族博物館が開設されるなど、町内ではアイヌ民族の歴史や文化を身近に学ぶ環境の充実が図られてきた。

また、今日の白老の基礎を築き上げたアイヌの方々との深い関わりから、アイヌ文化の振興をまちづくりの施策の一つとしている白老町は全町民がアイヌ民族とその変革の歴史を正しく認識できる社会の創造に努め、アイヌ民族の尊厳と自立を回復するとともに、アイヌ民族の歴史と文化を次の世代、未来の子どもたちに引き継ぐために中長期的な展望に立ったアイヌ施策の総合的指針で

ある「白老町アイヌ施策基本方針」を全国の自治体に先駆け平成19年9月に策定し、基本方針に掲げる「アイヌ民族の誇りを高める」「全町民がアイヌ民族への正しい認識と理解を深める」「互いの文化を尊重し合える社会の実現に努める」「多文化共存による地域の繁栄を推進する」目的を達成し、多文化共生のまちづくりを実現するため、様々な施策に取り組んでいる。

このように、行政と一般社団法人白老アイヌ協会などアイヌ関係団体が連携したこれまでの施策推進の結果、町内でアイヌ民族の歴史や文化を学ぶ機会は相当程度あり、町民の関心は高まりつつあるものの、各団体会員の高齢化や経済的理由等により文化伝承活動に専念することができないなど、地域におけるアイヌ民族の伝統及びアイヌ文化の担い手が不足しており、次世代への円滑な継承が喫緊の課題となっている。

また、アイヌ関係団体の活動拠点となっている白老中央生活館など町内の生活館については、近年、老朽化が進み日常的な使用にも支障をきたしており、利用者からの改修の要望も多い。

さらには、2020年7月に開業したウポポイ（民族共生象徴空間）のPRやアイヌ民族の歴史と文化の理解促進に取り組むほか、ウポポイ開業にあわせて多くの来訪者を受け入れ、町内への回遊性を高めるために、町内各地区とウポポイ周辺エリアを結ぶ公共交通の充実、ウポポイの背後に広がるポロト自然休養林や本町の歴史における和人とアイヌ民族の共生が育まれてきた史跡白老仙台藩陣屋跡などと、アイヌ文化をはじめとした地域資源を活用した来訪者受入のための誘客プログラムの造成・新商品開発やおもてなし体制の整備、ウポポイをはじめ町内各観光スポット等を安心して周遊可能となるよう、各施設の環境・体制整備を図るとともに、外国人をはじめとした来訪者の急増に対応するため、白老駅前をはじめ町内各地区におけるインフォメーション機能の充実を図る必要がある。

平成18年からは、他の地域より先行して伝統的生活空間（イオル）の再生事業に着手しており、一般社団法人白老モシリが活動の中心となって、町内のポロト地区・森野地区・ヨコスト地区などにおいて、オヒョウ・ガマ・アワ・ヒエ・ハマヒルガオなどの自然素材の育成を実施するとともに、町内の小中学生やその保護者、地域住民等を対象とした山・川・海の幅広い自然環境を活用する体験交流事業を実施してきたところである。

これらについては、当町におけるアイヌ文化振興事業の中核をなすものであり、育成された自然素材が体験交流事業に活用されるなど、地域における好循環が見られることから、引き続き事業の継続を図るものである。

※アイヌ関連団体

- ・公益財団法人 アイヌ民族文化財団 民族共生象徴空間運営本部
(開業：令和2年7月、代表者：常本 照樹)

- ・一般社団法人 白老アイヌ協会
(設立：昭和23年4月、代表者：山丸 和幸、会員数：213名)
- ・白老民族芸能保存会
(設立：昭和45年6月、代表者：長谷川 邦彦、会員数：30名、ユネスコ無形文化遺産登録「アイヌ古式舞踊」保護団体)
- ・一般社団法人 白老モシリ
(設立：平成21年3月、代表者：加藤 忠、会員数：139名)
- ・白老楽しく・やさしいアイヌ語教室
(設立：平成10年9月、代表者：大須賀 るえ子、会員数：9名)
- ・刺繍サークル テケカラペ
(設立：平成11年4月、代表者：山崎 シマ子、会員数：10名)
- ・刺繍サークル フッチコラチ
(設立：平成9年4月、代表者：岡田 育子、会員数：14名)
- ・刺繍サークル チシポの会
(設立：平成13年5月、代表者：石井 シゲ、会員数：6名)
- ・刺繍サークル エミナの会
(設立：平成25年5月、代表者：菅野 節子、会員数：4名)
- ・刺繍サークル のんのクラブ
(設立：令和4年8月、代表者：小美浪 フミ、会員数：10名)

※アイヌ文化等関連施設

◆生活館（8館）

現況：古式舞踊活動、刺繍サークル活動など、地域住民の交流の場となっている。

- ・社台生活館
所在：白老町字社台92番地の1
設置：平成8年3月
- ・白老生活館
所在：白老町高砂町2丁目3番36号
設置：令和6年3月
- ・白老中央生活館
所在：白老町大町3丁目7番14号
設置：昭和52年9月
- ・川沿生活館
所在：白老町川沿2丁目4番20号
設置：昭和63年12月
- ・萩野生活館
所在：白老町字萩野310番地の117
設置：昭和60年11月

- ・北吉原本町生活館

所在：白老町字北吉原 8 6 番地の 1 7

設置：昭和 3 8 年 1 2 月

- ・竹浦生活館

所在：白老町字竹浦 1 9 8 番地の 2 7

設置：平成 4 年 3 月

- ・虎杖浜生活館

所在：白老町字虎杖浜 6 5 番地の 1

設置：平成 9 年 3 月

- ◆しらおいイオル事務所「チキサニ」

所在：白老町末広町 2 丁目 6 番 4 号

現況：白老地区におけるイオル事業の推進拠点として設置

年間を通じた体験事業のほか、刺繍サークルの作品展示などアイヌ文化について、見て・触れて・学ぶことのできる場となっている。

- ◆白老アイヌ民族記念広場、アイヌ碑

所在：白老町高砂町 2 丁目 3 6 7 番 1

現況：平成 1 7 年 8 月設置

明治初期からアイヌ子弟が教育を受けた北海道庁立白老第二尋常小学校が設置された後、戦前（大正）から戦後にかけて、アイヌをはじめ地域住民に献身的な医療活動を捧げた故高橋房次医師の病院（高橋医院）跡地に、先人の功績を伝えるアイヌ碑とともに整備され、以来、毎年先祖供養祭が開催されるなど、アイヌ民族の心の拠り所として親しまれている。

※その他の施設

- ◆仙台藩白老元陣屋資料館

所在：白老町陣屋町 6 8 1 番地 4

現況：昭和 5 9 年 1 0 月設置

史跡の絵図面や古文書、武具のほか、アイヌ文化関連の資料・民具などを所蔵し、幕末の白老におけるアイヌ民族と和人の共生をはじめとした蝦夷地の歴史を伝える。

（２）アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

次世代へのアイヌ民族の歴史と文化の承継を確実なものとするために、地域に存するアイヌの歴史と文化を発信し、内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内及び地域間の交流並びに国際交流の促進に資する事業
K P I	①イオル事務所「チキサニ」利用者数 ②慰霊施設来場者数	①アイヌ料理やアイヌに縁のある食材を用いたふるさと給食提供回数及び食数 ②ウポポイ年間パスポート町民対象無料券引換人数	①アイヌ文化プロモーションイベント来場者数 ②ポロトミンタラフェスティバル来場者数（食による来訪者おもてなしイベント来場者数） ③アイヌラッピングバス利用者数 ④臨時改札利用者数	①生活館利用者数 ②全国学力等調査による平均正答率の全道平均との差 ③台湾との文化交流事業への双方の参加人数
令和6年度 (基準年度)	①2,550人/年間 ②2,700人/年間	①年4回 3,000食/年間 ②4,800人/年間	①15,500人/年間 ②7,100人/年間 ③40,000人/年間 ④34,500人/年間	①19,600人/年間 ②0.0点 ③20人/年間
令和7年度	①2,600人/年間 ②2,700人/年間	①年4回 3,000食/年間 ②4,980人/年間	①16,000人/年間 ②7,900人/年間 ③40,500人/年間 ④34,500人/年間	①19,700人/年間 ②0.0点 ③20人/年間
令和8年度 (中間目標)	①2,650人/年間 ②2,700人/年間	①年4回 3,000食/年間 ②5,160人/年間	①16,500人/年間 ②8,700人/年間 ③41,000人/年間 ④34,500人/年間	①19,800人/年間 ②0.0点 ③20人/年間
令和9年度	①2,700人/年間 ②2,700人/年間	①年4回 3,000食/年間 ②5,340人/年間	①17,000人/年間 ②9,200人/年間 ③41,500人/年間 ④34,500人/年間	①19,900人/年間 ②0.0点 ③20人/年間
令和10年度 (最終目標)	①2,750人/年間 ②2,700人/年間	①年4回 3,000食/年間 ②5,520人/年間	①17,500人/年間 ②9,200人/年間 ③42,000人/年間 ④34,500人/年間	①20,000人/年間 ②0.0点 ③20人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生事業

アイヌ文化の普及啓発や情報発信を行うイオル事務所の運営、また、アイヌ文化の普及啓発やアイヌ民族の伝統的文化活動を行う際に必要な自然素材の栽培・育成、植栽物の維持管理等を行う。

- ・ これまで実施してきた自然素材育成事業によって、森野地区で育成したサクラやイヌエンジュ等を活用し、伐採作業から加工作業、伝統技法を生かした工芸品の制作、さらには伐採地へ新たな植樹作業を行うまでの一連の流れを数回に分けて体験交流事業として実施し、従来の木彫体験だけでは知ることのできないアイヌ文化と樹木の関わり、そしてイオル再生事業の重要性をより深く学習できる機会を広く一般に提供する。
- ・ これまで実施してきた空間活用等事業によって、イオルの森（ポロト自然休養林）で育成してきた樹木を活用するべく、北海道内の教職員を対象としたアイヌ文化体験・体感交流事業「子ども達に伝えたいアイヌ文化」講座をイオルの森で開催し、樹木の観察を通して、アイヌ民族が樹木の種類ごとにどういった活用をしていたのか等を学ぶ野外学習とアイヌ民族の木彫に関わる伝統技法を学ぶ木彫体験を複合させた新たな体験を拡充し、教職員に対するイオル再生事業の重要性の理解を図ることで、学校教育の場でイオルの森を活用した新たなアイヌ文化学習モデルの創出し、それを生かした次世代の子どもたちへのアイヌ文化普及啓発を図る。

■アイヌ文化保存・伝承活動推進事業

アイヌ関係団体等による地域のアイヌ文化の価値を高める商品開発や次代に継承するための人材育成（伝統手工芸の担い手や文化伝承者、儀礼伝承（イナウの制作等）、食文化伝承（アイヌ伝統料理）、自然ガイド育成、アイヌ語話者の養成、オヒョウ樹皮採取講座）など、アイヌ文化の保存・伝承を目的とした活動を推進する。

- ・ 伝承者や古老からの当地域のアイヌ文化と歴史に関する聞き取り調査及び集約による伝承活動の推進
- ・ 筆録の編集・書籍化を通じたアイヌ語研究
- ・ アイヌ関連団体やサークルによるアイヌ工芸品の展示会（手仕事PR展等）開催によるアイヌ工芸品の魅力発信と後継者の開拓
- ・ アイヌ古式舞踊や儀礼の伝承活動に必要なアイヌ民族の衣装（踊りや儀式の際に必要な着物や鶴の羽、マタンプシ、サパンペ等）、ゴザ・キナ、臼・杵などを制作するための技法を学ぶ伝承講座など

■慰霊施設周辺環境整備事業

ウポポイの中核施設の1つである慰霊施設は、墓所・慰霊行事施設・モニュメントにより構成されており、そのうち、慰霊施設東側に配置されるモニュメントについては、先人の慰霊のためウポポイを訪れる各地のアイヌの方々の心の拠り所となっている。

一方、モニュメントの周辺（白老町管理用地）においては、多数の雑木の繁茂により施設の管理上支障が生じていたことから、令和3年度に支障箇所の雑木を除去し、慰霊施設の周辺環境の改善を行ったものであるが、今後においても周辺環境を適正に維持することにより、将来にわたり尊厳ある慰霊の実現を図る。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ伝統等普及啓発事業

幅広い世代の地域住民を対象としたアイヌ文化体験事業（アイヌ語、木彫、舞踊、料理等）、町内小中学校におけるアイヌ文化体験事業の実施及び地場産物を活用した地域食材とアイヌ伝統料理を取り入れたふるさと給食を提供するとともに、アイヌ文化に関する食材についてのチラシや使用食材カレンダーを作成し、児童生徒や家庭への配布及びホームページへ掲載するなど広く情報発信を行い食文化への理解を深める。

また、アイヌ文化に関する食材や食育につながる献立を開発するなど、子どもたちが食を通じて地域の特徴を学ぶことで地元への愛着を育むための取り組みを行うとともに「生きた教材」として学校給食を活用しアイヌ文化の普及啓発と理解促進に取り組む。

■ウポポイ町民利用促進事業

ウポポイが開業した令和2年度に、本交付金を活用し白老町においてウポポイの町民無料化事業を実施いたしましたが、事業終了後も多くの町民から再度実施を願う声が出ている状況である。

このような状況の中、令和4年11月3日（文化の日）にウポポイにおいて実施したウポポイ無料開放DAYの際には、1日の来場者数が過去最高の6,490人となり、多くの町民も来場し大変喜ばれたことを鑑み、町民を対象にウポポイの年間パスポート無料券を配布し、多くの町民がウポポイのリピーターとなり愛着や親しみをもってもらったとともに、全町民がウポポイのアンバサダーになっていただくための機運醸成に取り組む。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化関連の観光プロモーション・商品開発事業

道内外におけるウポポイ（民族共生象徴空間）及びアイヌ文化PRのためのプロモーションを実施し、さらなる誘客促進を図る。

そのほか、今後もアイヌ関係団体が継続した事業展開を行うことができ、収益を高めていけるための新商品の開発事業（ムックリの制作等）を行う。

また、アイヌ文化の普及啓発とウポポイへのさらなる誘客促進のためのプロモーション等において欠かすことのできないPRツールである白老町の観光情報も盛り込んだ魅力的なパンフレットを作成する。

なお、パンフレットについては、外国人観光客の利便性の向上と満足度を高めるため多言語対応版も作成する。

また、ウポポイへのさらなる誘客促進のため、JR白老駅北口からウポポイまでの動線上に案内看板を設置するほか、町内に設置しているウポポイへの誘導とPR等を目的とした看板を新たなデザインのものに更新するなど、来訪者に対しウポポイまでの誘導や賑わいを創出する。

■食による来訪者おもてなし体制整備事業

ウポポイに訪れる観光客をはじめとした来訪者に喫食機会を安定的に提供するため、町内関係団体等との連携によるウポポイ施設内外におけるキッチンカー・テント等を活用した飲食物提供を支障なく行うための体制を整備するとともに、来訪者向けのおもてなしイベントを開催する。

- ・ ウポポイへのさらなる誘客促進に向け、本イベントをより魅力的なものとするため、ウポポイとの連携を強化し、開催時期や内容、イベントの周知方法等について相互協力のもと取り組むものとする。
- ・ ウポポイにおけるナイトタイムエコノミーの充実のため、スカイランタンイベントをアイヌ関連団体と連携した上で開催し、白老町のアイヌ文化の知名度向上と国内外の観光客を誘客し、ウポポイへの来場につなげる。

■アイヌ文様ラッピングバス運行事業

各地区生活館（地域住民交流の場）等を拠点に、アイヌの人々をはじめとする地域住民や来訪者の交通の利便性を確保するバスの運行事業を行う。

- ・ ウポポイに訪れる外国人観光客の利便性と満足度向上のため、交流促進バスの音声案内をこれまでの日本語に加え、英語による音声案内も行うことで受入環境のさらなる充実を図る。
- ・ また、交流促進バスの時刻表についても多言語化し、受入環境のさらなる充実を図る。
- ・ 地域循環バスについては、定期的に運行経路やバス停設置場所の見直し等を行っているが、今後においてもアイヌの方々をはじめとする利用者の利便性を確保しつつ、無駄のない効率的な運行を行う。

■公共交通利便性向上のための受入体制整備事業

ウポポイの開業に伴い増加している公共交通（ＪＲ）利用者に、ウポポイへのスムーズな移動が可能となるよう、駅連絡通路に臨時改札を設置（人員配置）し来訪者への利便性の向上を図る。

４－４ 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■生活館改修・交流事業

白老アイヌ協会や白老民族芸能保存会など、アイヌ関係団体の活動拠点となっている町内８生活館の改修を計画的に行うとともに、生活館を拠点とした各地区におけるコミュニティ活動に対する支援を行う。

- ・ 白老町公共施設適正配置計画に基づく白老生活館と白老中央生活館の統合に伴う白老中央生活館解体工事の実施。
- ・ 既存生活館において、破損や故障により不具合が出ている箇所の改修を行い、施設利用者の安全を確保するとともに利便性の向上を図る。

■アイヌ文化等を担う人材育成のための子どもの学習支援事業

アイヌ子弟をはじめとした町内小中学生の継続的な学力向上を目的とした学校授業や放課後学習における支援員の配置等、効果的な学習支援を行う。

- ・ 本事業の支援員は、習熟度別授業や複式学級の授業補助、放課後の補習など、学力向上に関する取り組みの中でも幅広い範囲で学習支援を実施しており、学力向上に関する取り組みにおいて無くてはならない存在となっていることから、今後においてもアイヌ子弟をはじめとした町内小中学生のさらなる学力向上のため支援を行う。

■台湾との文化交流事業

令和４年８月に台湾の花蓮県秀林郷と友好交流推進協定を締結したことを契機に、一般財団法人アイヌ民族博物館があった時代から行っていたアイヌ民族と台湾原住民による文化交流をさらに深めるとともに、台湾における国際旅行博等でのプロモーションや現地の旅行会社等へのトップセールス等を実施し、ウポポイ、アイヌ文化及び白老町のＰＲを行うことで台湾からの誘客促進を図る。

■先住民族との国際交流連携協力事業

アイヌ文化の復興・発展のための拠点となるナショナルセンターとして位置づけられているウポポイにおいて、今後、海外の先住民族との国際交流事業（国際先住民フェスティバルや国際口琴大会等）が開催される際には、地元自治体として、ウポポイや町内のアイヌ関係団体等と連携・協力し、海外

からウポポイへのさらなる誘客促進を図る。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1及び4-2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：253,862千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：596,736千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4-4と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：148,633千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との整合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-1に記載する事業は、伝統的なアイヌ民族の歴史と文化を次世代に確実に継承することにより、アイヌの人々が誇りを持ち生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、本町が掲げる多文化共生のまちの実現に大いに寄与するものである。

■ 4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ民族の歴史と文化の発信や地域の人々がアイヌ文化を体験する機会を創出することにより、アイヌの人々が誇りを持ち生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、本町が掲げる多文化共生のまちの実現に大いに寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、ウポポイ（民族共生象徴空間）及びアイヌ民族の歴史と文化と地域資源のPRなど観光活性化を実施することにより、アイヌの人々が誇りを持ち生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、本町が掲げる多文化共生のまちの実現に大いに寄与する

ものである。

- 4－4に記載する事業は、アイヌ民族の高齢者などが行うコミュニティ活動への支援や活動環境の改善、生活環境の向上等を図ることにより、アイヌの人々が誇りを持ち生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、本町が掲げる多文化共生のまちの実現に大いに寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性

4の事業については、白老町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

委託事業は、白老町契約等に係る暴力団等排除措置要綱に基づき適切に委託事業者を選定するため、反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込められるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、事業担当部署である白老町政策推進課・企画財政課・経済振興課・農林水産課・教育委員会学校教育課及び生涯学習課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、事業担当部署である白老町政策推進課・企画財政課・経済振興課・農林水産課・教育委員会学校教育課及び生涯学習課が特定もしくは想定している事業者からのヒアリング等を踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、一般社団法人白老アイヌ協会のほかアイヌ関係団体や地域住民と意見交換の機会を設け、意見を聴取したが反対意見は出されていない。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIであるイオル事務所「チキサニ」利用者数、慰霊施設来場者数、アイヌ料理やアイヌに縁のある食材を用いたふるさと給食提供回数及び食数、ウポポイ年間パスポート町民対象無料券引換人数、ウポポイ年間パスポート町民対象無料券引換人数、アイヌ文化プロモーションイベント来場者数、ポロトミンタラフェスティバル来場者数（食による来場者おもてなしイベント来場者数）、アイヌラッピングバス利用者数、臨時改札利用者数、生活館利用者数、全国学力等調査による平均正答率の全道平均との差、台湾との文化交流事業への双方の参加人数について実績値を公表する。

また、白老町アイヌ施策推進本部による目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度4月に白老町アイヌ施策推進本部による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ウェブサイトにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の必要性等

本町は、北海道の南西部、胆振管内の中央に位置し、東は苫小牧市、西は登別市、北は伊達市及び千歳市に隣接し、南は太平洋に面しており海岸線の延長は28km、水量豊かな河川地域の平野部に市街地が形成されている。

北西から北東にかけては山岳地帯で、そのほとんどが支笏洞爺国立公園に属している。

森林面積は33,772haで森林率は79%となっており、そのうち約68%が町北部から国立公園を含む国有林で占められている。

その他の地域に点在する民有林は9,984haで、約29%に過ぎない。

アイヌの人たちは、伝統儀式に用いるイナウをはじめとする各種の生活用具を周辺の森林から採集した樹木の枝や幹などの林産物を原料として制作してきた。

こうした林産物の採集は、入山や購入に係る手続きの煩雑さから国有林野では行われておらず、専ら民有林で事前に所有者の了承を得たうえで採集が行われてきた。

しかしながら、高齢化が進展し、住居から離れた民有林まで林産物を採集に行くことが困難になりつつある中、近隣の国有林野で採集できるようにならないかとの要望がアイヌの人々から出されていた。

今回の共用林野制度の特例措置により、こうした課題を解決し、アイヌ文化の維持及び次世代への承継を図る方針である。

② 当該事業により採集する林産物の種類、使用目的

区分	種名	長さ	直径	部位／形状	用途
----	----	----	----	-------	----

			(mm)	(mm)		
木 本 類	1	ミズキ	1000	20～60	幹／直線的で節が 少ない	祭具
	2	イチイ	1500	20～50	幹／直線的で節が 少ない	弓
	3	イヌエンジュ	1000	1000	幹／直線的で節が 少ない	祭具
	4	ウダイカンバ	500	200～ 300	幹（樹皮）／節が 少ない	器、柄杓
	5	エゾヤマザクラ	200	100	幹（樹皮）／節が 少ない	小刀、弓等の装飾
	6	オヒョウ	—	150～ 200	幹（樹皮）／節が 少ない	繊維
	7	キハダ	1000	40～70	幹・樹皮／節が少 ない	樹皮舟模型、祭具
	8	キハダ	10	10	果実	料理
	9	サルナシ	2000	30～50	蔓	堅雪用かんじき、 炉鉤
	10	シナノキ	—	150～ 200	幹（樹皮）	繊維
	11	シラカンバ	500	200～ 300	幹（樹皮）	器
	12	ツリバナ／マユミ	1500	50～150	幹／直線的で節が 少ない	弓、杓子
	13	ツルウメモドキ	1000	10	枝／柔らかい	繊維
	14	トドマツ	2500	40～50	枝葉／直線的で葉 が多い	仮小屋の被覆
	15	トドマツ	4000	800	幹／直線的なもの	物干し
	16	ナナカマド	2000	40～60	幹	山杖
	17	ノリウツギ	500	20～60	幹／直線的で節が 少ない	針入れ、漁具

区分	種名	長さ (mm)	直径 (mm)	部位／形状	用途
----	----	------------	------------	-------	----

木 本 類	18	ハシドイ	1500	80	幹	弓
	19	ホオノキ	150～ 200	40～70	実	料理
	20	ホオノキ	1000	300～ 400	幹／直線的で節が 少ない	矢筒
	21	ミズナラ／カシワ ／ハシドイ／イヌ エンジュ／ヤチダ モなど	3000～ 5000	60～250	幹／直線的なもの	物干し、祭壇、 建材
	22	ヤナギ類	2000	20～100	幹／直線的で節が 少ない	祭具、鮭干し串
	23	ヤマブドウ	1000	10～20	蔓	子供遊具、樹皮器 の補強
草 本 類	1	アキタブキ	500～ 1000	300～ 500	茎葉	夏の仮小屋
	2	エゾイラクサ	1500	5～10	茎葉	繊維
	3	エゾイラクサ	100～ 300	5～10	種・全草	植栽して将来活用
	4	エゾヨモギ	500～ 800	5～15	茎葉	祭具、鮭干し串
	5	オオイタドリ	200	20～30	茎／若茎	笛、夏の仮小屋、 冬囲い
	6	オオウバユリ	60～80	60～100	鱗茎	料理
	7	オギ	2000	10～15	稈（茎）／立枯れ	簾、弓矢の矢
	8	ガマ	2000	Φ300/束	茎葉	ござ
	9	クマイザサ	500～ 700	100～ 300	稈（茎）／葉付	祭具
	10	コウライテンナン ショウ	50～60	60	塊茎	料理
	11	ススキ	2000	Φ100/束	稈（茎）／立枯れ	簾

区分	種名	長さ (mm)	直径 (mm)	部位／形状	用途
----	----	------------	------------	-------	----

草 本 類	12	スズタケ	1000	8	稈（茎）	矢柄
	13	チシマザサ	300	30	稈（茎）	鏝
	14	ナギナタコウジュ	30～100	—	茎葉	料理
	15	ヒシ	20	20	実	料理
	16	ヤブマメ	10	10	実	料理
	17	ヨシ	1800	Φ300/束	稈（茎）／立枯れ	家屋の被覆

③ 当該事業により採取する林産物の数量

林産物資源の持続可能な採取量の範囲内で、毎年度の儀礼や行事等で使用する量を、胆振東部森林管理署と調整のうえで設定する。

採取数量等の設定に際しては、それぞれの林産物の再生力を十分に踏まえた回帰年と採取箇所のローテーションを設定するなどして、資源の保護に十分に配慮する。

④ ②の林産物を採集する場所及び管轄する森林管理署の名称

場所：白老町内 国有林野

管轄：胆振東部森林管理署

⑤ 予定する契約者

白老町

⑥ 予定する共用者

白老町内に居住する者であって、イナウなどの祭事品や伝統工芸品・民具の作成、使用等を通じてアイヌ文化の復興等に資する意向のある者等（個々の共用者は契約時に作成する規約書において記載する）

⑦ 管轄する森林管理署との事前調整状況

第2期の地域計画の策定に伴い、令和5年12月15日に胆振東部森林管理署と協議を行い計画内容について継続することで了承を得ている。

令和7年12月5日に、白老町からアイヌ共用林野設定契約に記載する林産物の種類、使用目的及び数量の変更について説明し、概ね了解が得られている。

10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業

を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の必要性等

アイヌの人々にとって、さけはカムイチェプ（神の魚）・シペ（主要な食べ物（魚））として、食料としてはもちろん衣服や履物にもなり、アイヌの人々の生活に欠かすことのできない大切な魚であった。さけが遡上する白老川や敷生川、アヨロ川沿いのコタンでは、マレク等を使った漁が行われ、秋にはその年最初に捕れたさけをカムイに捧げる儀式である「ペッカムイノミ（新しいさけを迎える儀式）」が行われていた。

白老町では、こうしたアイヌの人々において受け継がれてきた儀式等を保存・継承し、儀式等に関する知識の普及啓発を行うため、平成元年にペッカムイノミを復活させ、以後、毎年継続して実施している。

このペッカムイノミは、毎年9月の第2日曜日に白老川の河川敷で行っており、儀式のほか国指定重要無形民俗文化財であるアイヌ古式舞踊が披露され、町民がアイヌの精神文化に触れる貴重な機会となっているところであり、今後も継続し実施していく方針である。

また、平成22年度からは町内小学校と連携し、アイヌ民族の伝統的漁法であるマレク漁を地域の子供達に体験してもらい、食を通じたアイヌ文化の伝統と命の大切さを学ぶ「川のイオル」を実施してきており、引き続きアイヌ文化の伝承と理解の増進を図る方針である。

② 実施主体

- ・一般社団法人 白老モシリ
（住所：白老町末広町2丁目6番4号、代表者氏名：加藤 忠）
- ・白老町

③ 採捕の区域

白老町ウヨロ川の新ウヨロ橋から上流3kmまでの区域
（別添位置図参照）

④ 採捕の期間

10月中旬から11月中旬（30日間）

⑤ 採捕する水産動物の種類及び数量

さけ 100尾

⑥ 使用漁具（別添資料参照）

（1）種類：マレク、規模：長さ2m、数：3、漁法：かぎ漁

- (2) 種類：ラオマップ、規模：縦0.67m、横2.8m、高さ0.67m、
数：1、漁法：やな漁
- (3) 種類：流し網、規模：長さ4.5m、高さ1.2m、網目71.5mm、
数：1、漁法：流し網漁

⑦ 採捕従事者

- ・加藤 忠（採捕責任者）ほか数名程度
- ・白老町長（採捕責任者）が別に定める者（数名程度）

⑧ 使用船舶

なし

⑨ 一般社団法人 胆振管内さけ・ます増殖事業協会との事前調整状況

毎年、事業実施前に計画の概略や事業概要を説明し内容について了承を得ている。